

我商工発第27号
令和2年11月18日

会員各位

我孫子市商工会
会長 松島 昶

消費税個別相談開催について

謹啓 時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は当会の事業推進につきまして、ご理解ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、既に消費税の課税事業者で各種変更をされる方（本則課税→簡易課税、簡易課税→本則課税）、あるいは令和2年度に課税事業者を選択される方については、届出書の提出期限が12月31日迄となります。また、令和3年度より課税事業者となる方（注）、あるいは納税義務者でなくなる方（令和元年度における課税売上高が1,000万円以下となった方）についても速やかに届出書を提出することになっております。

つきましては、標記について下記のとおり開催いたしますので、お気軽にご相談下さい。なお、相談日以外にご希望の方は、事前に商工会（7182）3131に問い合わせの上、ご来会いただきますようお願いいたします。

敬具

記

日時 令和2年12月10日（木）
午前10時00分～12時00分、午後1時00分～3時30分

会場 我孫子市商工会 小研修室

- （注）①令和元年度の課税売上高が1,000万円以上となった方
②令和2年1月～6月の課税売上高が1,000万円以上となった方、同期間の給与等支払額が1,000万円以上となった方で、届出した場合が有利な方